
共済・保険の各種約款の解釈をめぐる裁判例の 分析と問題意識

遠山 聡

1. はじめに——問題意識

（1）本報告の問題意識

この報告は共済契約の約款解釈に関する問題を取り扱うものです。まず簡単に本報告の問題意識を説明しておきます。

従来、ご承知のとおり「保険」については、いわゆる営利保険につきましては商法という法律の商行為編、現在は保険法になっていますが、平成 20 年の改正前の商法の商行為編において保険契約法に関する一般的規律が存在しておりまして、その適用を受ける形で様々な解釈論が展開されてきました。相互会社は商法上の商人ではないので、本来相互保険につきましては商法の適用対象にならないのですが、保険業法によって商法が準用されることにより、基本的には同じような取扱いがされてきました。

他方で、共済につきましては、相互保険と同じように商法の適用対象ではなく、一般的な保険契約法の規律がない状態でしたが、民法の原則が適用されるという取扱い、法的な規律の違いというものが従来あったわけです。しかしながら、実際に平成 20 年に保険法が制定される以前から、共済につきましても保険と同様の解釈論が認められてきました。

保険法は、「保険契約」の定義を定め、共済や保険という名称ではなくて、共済者も含めて、「一定の事由の発生の条件として財産上の給付を行う」というのが保険者・共済者の義務でありまして、他方の相手方、保険契約者・共済加入者は、その「一定の事由の発生の可能性に応じて計算された保険料・掛金を対価として支払うという契約を保険契約とする」という定義になっていますので、共済契約も当然に保険契約に含まれることになります。ただ、保険法の中でも、保険や保険契約の実質については定義されていません。その点は不明ということになりますが、少なくとも共済と保険が同じ保険法という法律によって規律されるというのが現在の状況です。

共済も保険と同様に法律上は保険法という同じ契約法を遵守することを求められますが、保険と共済には契約の性質にも違いがあり、約款が作られてきた経緯ですとか、約款の趣旨も全く同じというわけではないように思っております。このような違いは約款解釈にどのような影響があるのか、本報告の問題意識であります。これまでの共済契約に係る裁判例を分析しながら、そのような視点で検討して参りたいというものです。

（２）本報告の流れ

共済契約が対象となった裁判例は、最近のものだけでもかなり多くございますが、ここでは損害共済契約と生命共済契約それぞれについてテーマを絞って報告したいと考えております。

第一に、火災共済契約、商品名でいうと建物更生共済契約ですが、この引受範囲についての定めと契約の解除という問題です。後述いたしますように、JAの建物更生共済では空き家は引受範囲を超えるものとして契約のしおりにも例示されており、共済の対象建物が空き家という状態になった場合にはどうなるのか、それは自動的に解除の対象として考えてよいか、という問題があります。後ほど取り扱う裁判例は、共済契約が問題となった事案ではありませんが、火災保険契約で同じように、空き家になった物件について引受範囲を超えるという評価がなされたことによって解除がなされた、その解除の妥当性について問題になった事例です。それと共済契約の約款を比べながら、いわゆる空き家問題と引受範囲の考え方を検討していきたいというのがまず一つ目です。

続きまして第二に、生命共済請求権の法的性質についてです。これはもちろん生命保険金請求権におきましても同様の問題がありますが、相続、特に第三者に被相続人が遺贈する、財産を遺言によって渡そうとする場合や、共済金受取人を相続人ではない、もともと共済金受取人が相続人になっていたものを相続人ではない第三者に変更した場合に、生命共済金請求権の帰属の問題として、どのように考えるのかという問題です。共済契約では、共済金受取人を原則として共済契約者とし、その遺族に取得させる約款や、共済契約者兼被共済者、それと死亡共済金受取人が、全て同一人であるというような、いわゆる自己のためにする生命共済契約が少なからずあると理解しております。この点も保険と同様にその帰属問題を考えることが適切なのかという点を中心にお話してまいりたいと思います。

２．共済と保険の契約解釈をめぐる最近の裁判例について

（１）危険の引受範囲と共済契約の解除——いわゆる「空き家」問題と建物更生共済契約の引受範囲

少子高齢化に伴い人口減少が進む日本社会におきましては、空き家の問題が社会問題化しているといわれています。空き家は適切な管理がなされないまま放置されると、衛生や景観のみならず防災や防犯の面で深刻な問題を生じさせるおそれがあります。このような問題意識の中で、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 2 月に施行されて、空き家の改善等に係る様々な行政による措置等が行われることになっています。

火災保険は、先ほど申し上げた建物更生共済などにおきましても、空き家は高リスクの物件として注意が必要とされますが、その空き家の取扱いには各社様々であるように思います。建物更生共済では、一般に空き家そのものを引受対象外としているようですが、火災保険では「住居のみに使用している建物」であって、「別荘など季節的に住居として使用し、家財が常時備えられている建物」に限定するものですか、このような定義はなく代理店担当者によるヒアリングをもとに個別判断するものもあります。契約当初は空き家でなかったとしても、契約期間中に空き家になってしまう

こともあるかと思いますが、このような場合には、共済者や保険者は、約款所定の解除条件である「危険増加」や「引受範囲を超える」ことを理由に、この契約を解除するとともに、火災等の保険事故が起こった場合には免責を主張することになるかと思いますが。

① 空き家の現状——空き家数の推移

国土交通省住宅局が令和4年10月に出した資料（図表1）が、現状としてわかりやすいと思い、引用させていただきました。図表1では空き家の種類として3つに分類されています。第一に「二次的住宅」（棒グラフの一番下）といわれ、別荘など、たまに季節的に住んだりするようなもので、毎日ずっと居住しているというわけではないけれども別荘等として利用しているものです。第二に「賃貸用または売却用の住宅」（棒グラフの真ん中）です。賃貸に出しているけれどもまだ空きがある状態や、売りに出していてまだ買い主が見つからないような状態です。第三に、いわゆる「その他空き家」（棒グラフの一番上）と呼ばれ、それ以外のすべての空き家が「その他空き家」に分類されます。上記のほかに、人が住んでいない住宅で、例えば転勤、入院などのため、居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えのために取り壊す予定の住宅などがこれに含まれます。

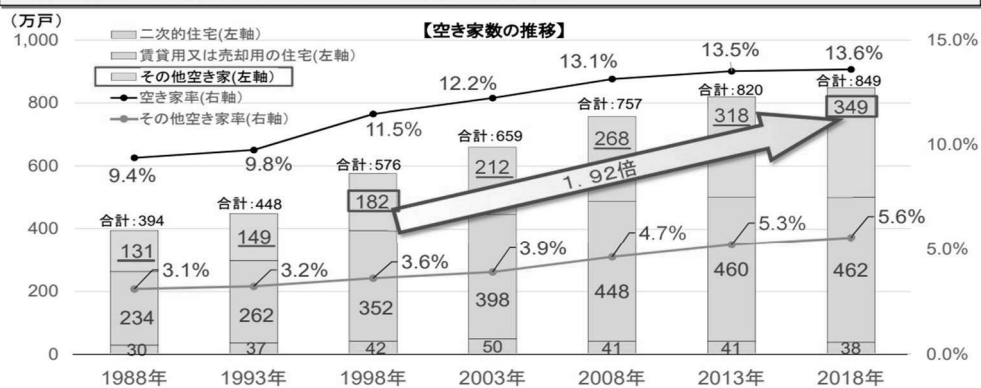
「二次的利用」とか「賃貸用または売却用の住宅」は、空き家であるという点には変わりないですが、それよりもっと深刻なのが「その他空き家」で、これが顕著に増加しています。空き家率ですとか、増加数の数字も、ここ10年で見るとそれほど大きく変動しているわけではないですが、「その他空き家」について見ると、かなり伸びが特徴的に突出しているように思います。

〈図表1〉

空き家の現状－空き家数の推移

国土交通省

- 住宅・土地統計調査（総務省）によれば、空き家の総数は、この20年で約1.5倍（576万戸→849万戸）に増加。
- 二次的利用、賃貸用又は売却用の住宅を除いた長期にわたって不在の住宅などの「その他空き家」（349万戸）がこの20年で約1.9倍に増加。



【出典】：住宅・土地統計調査（総務省）

【空き家の種類】

二次的住宅：別荘及びその他（たまに宿泊する人がいる住宅）

賃貸用又は売却用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

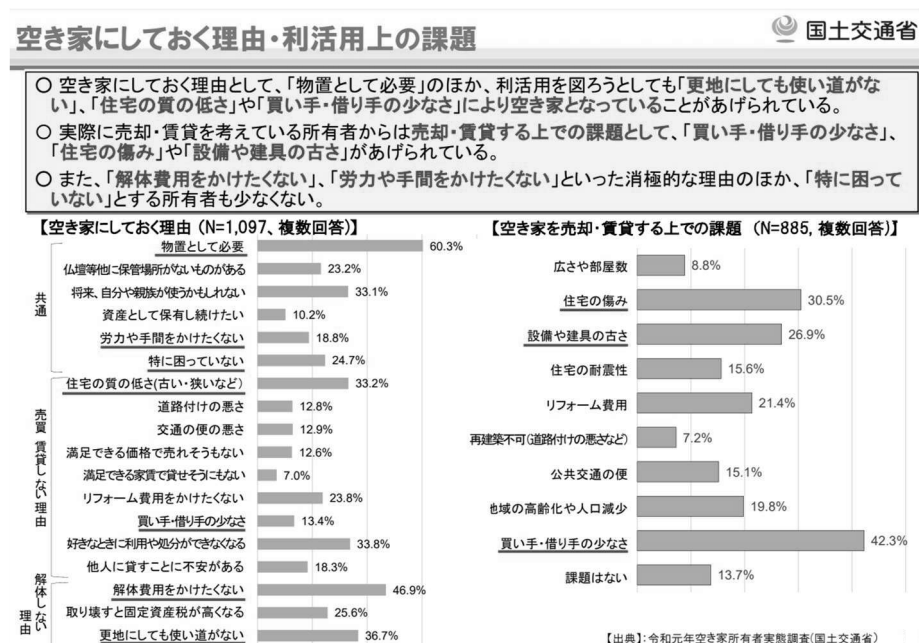
その他空き家：上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

（出典：国土交通省住宅局・空き家政策の現状と課題及び検討の方向性（令和4年10月））

② 空き家にしておく理由・利用上の課題

空き家にしておく理由ですが、これも後ほど出てくるところとも関係してくると思います。空き家にしておく理由の6割は「物置として必要」だということです。物置なので、いろいろな相続等によって引き継いだものの置き場所がないとか、我々だと本の置き場とかになるかもしれませんが、そういった点で住居用としてはあまり考えられていない空き家もけっこう多いと思います。また、「その他空き家」では、解体費用の負担がかなり重かったり、あるいは住宅がかなり古く狭かったり、昔の住宅だとかなり狭いというような住宅の質の劣化がありますが、それらの点を考慮いたしますと、「その他の空き家」の多くは今後ますます劣化が進んでいくことが予想されています。他方で、将来的に自分や親族が使うかもしれないという、住居利用の可能性を示唆するものは3分の1程度にとどまっています。

〈図表2〉



(出典：国土交通省住宅局・空き家政策の現状と課題及び検討の方向性(令和4年10月))

③ 空家等対策の推進に関する特別措置法

先ほど申し上げた「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「空家法」といいます)ですが、この法律で空き家の定義が出されています。ここで私が問題としたいのは「特定空家等」と定義とされているものです。これは、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態や、著しく衛生上有害ですとか、かなり倒壊の危険が高まっている空き家で、通行人に被害を与えるおそれや、倒壊して他の住宅に色々なことが出てくる場合には、いわゆる管理不全の空き家について行政代執行等、これは令和元年度では28件ぐらい実績があるらしいですが、このような行政代執行によって取り壊すことができるようになっている、というのがこの法律になります。

〈図表3〉

空家等対策の推進に関する特別措置法(概要)	
公布：平成26年11月27日 施行：平成27年2月26日 (※特定空家等に対する措置の規定は5月26日)	
背景 ○平成25年時点での空き家は全国約820万戸と増加の一途であり、多くの自治体が空家条例を制定するなど、空き家対策が全国的に課題。 ○適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(1条)	
定義 ○「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地 ○「特定空家等」とは、以下の空家等をいう。 ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態 ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	
施策の概要	
空家等 ○ 基本指針・計画の策定等(5～8条) ・国は、空家等に関する施策の基本指針を策定 ・市町村は、国の基本指針に即し空家等対策計画を策定、協議会を設置 ・都道府県は、市町村に対して技術的な助言等必要な援助 ○ 空家等についての情報収集(9～11条) ・市町村長は、法律で規定する限度において、空家等への立入調査が可能 ・市町村長は、空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用が可能 ・市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力 ○ 所有者等による空家等の適切な管理の促進(12条) ・市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、必要な援助	○ 空家等及びその跡地の活用(13条) ・市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施 ○ 財政上の措置及び税制上の措置等(15条) ・市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体は、対策実施に要する費用の補助、地方交付税制度の拡充等を行う ・このほか、今後必要な税制上の措置等を行う 特定空家等 ○ 特定空家等に対する措置(14条1～15項)(※) ・特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。 ・さらに要件が明確化された行政執行の方法により強制執行が可能

※附則「施行5年経過後に、施行状況を勘案して検討等を行う」を踏まえ、特定空家等の判断基準の明確化・空家等対策を支援する民間主体活用等の明示化など、基本指針や特定空家等ガイドラインの改定の運用改善を実施(令和3年6月)

(出典：国土交通省住宅局・空き家政策の現状と課題及び検討の方向性(令和4年10月))

④ 空家法制定当時の問題意識

空家法が作られたのは、先ほど申し上げましたが、特に「その他空き家」が管理不全になっているためで、防犯性が低下して犯罪を誘発したりすることはもちろん、防災性の低下が火災共済・火災保険の分野では極めて重要な特徴かと思います。

このような空き家につきましては今後ますます問題として出てきて、火災保険や火災共済の分野でも空き家の問題とか、空き家の火災とか、いままでも少なからずあったと思いますが、こういう問題が出てくると思います。保険法でこういう場合に対処ができる定めは、先ほど申しましたいわゆる「危険増加」であります。保険の対象とする危険が増加した場合には、一定の条件下で解除権を行使することができる定めが置かれています。保険法の規律については、共済契約についても当然同じく適用されます。

危険増加とひとりで申ししましても、保険料・掛金の増額によって対応できる場合、オプションを変更したり、契約のプランを見直しすることによって対応できる場合と、そもそもの契約の引受範囲を超えてしまう、裏返せばもう掛金の変更では対応できない場合があるかと思います。この保険法の危険増加による解除の規定は、保険料増額で対応できる危険増加について定められたものです。約款で対象となる危険増加を通知事項に設定して通知義務を課したうえで、この義務違反がある場合に初めて共済者は契約の解除ができることになります。

要するに、危険増加というだけで解除ができるわけではなく、まず約款に規定を置いて、そのうえで共済加入者側に故意または重大な過失によって通知を怠ったという通知義務違反がなければなりません。このような制限は片面的強行規定とされており、約款において共済契約者や被共済者側

に不利な形で変更することが認められていません。したがって、この制限は甘んじて受けなければならぬというものになります。

〈図表 4〉

空家法制定当時の問題意識

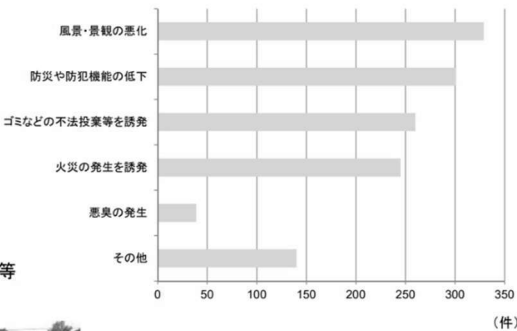
国土交通省

○ 空き家による外部不経済は、防災・防犯、衛生、景観など多岐にわたり、大きな問題。

想定される問題の例

- 防災性の低下
倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下
火災発生のおそれ
- 防犯性の低下
犯罪の誘発
- ごみの不法投棄
- 衛生の悪化、悪臭の発生
蚊、蝇、ねずみ、野良猫の発生、集中
- 風景、景観の悪化
- その他
樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散 等

管理水準の低下した空き家や空き店舗の周辺への影響



※国土交通省による全国1,804全市区町村を対象とするアンケート(H21.1)結果。回答率は67%
※上記の件数は、複数回答によるもの



(出典：国土交通省住宅局・空き家政策の現状と課題及び検討の方向性（令和4年10月））

〈図表 5〉

保険法29条

第1項 損害保険契約の締結後に危険増加（告知事項についての危険が高くなり、損害保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この条及び第31条第2項第2号において同じ。）が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとしたならば当該損害保険契約を継続することができるときであっても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該損害保険契約を解除することができる。

- 一 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該損害保険契約で定められていること。
- 二 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかったこと。

保険法31条

第1項 損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

第2項 保険者は、次の各号に掲げる規定により損害保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- 二 第29条第1項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故による損害。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかず発生した保険事故による損害については、この限りでない。

⑤ 建物更生共済約款における約款の例

先ほど申し上げた建物更生共済の約款例の 17 条という規定ですが、これは教えていただきたいところでもあるのですが、17 条が危険増加のうち掛金の増額で対応できる程度の危険増加の部分です。これについては 1 号から 6 号までありますが、このように通知事項を定めたうえで、まず通知義務を課すということになっています。建物更生共済の約款の中では 2 号に、共済の対象となっている建物、それから動産を収容する建物、これを「引き続き 30 日以上空き家としたこと」を通知事項として定めています。そのため、共済契約者ですとか被共済者はその事実があれば共済者に通知しなければならないことになりますが、1 項ただし書では、その事実がなくなった場合には通知をしなくてもよいとされています。例えば、海外出張で 1 か月以上留守にした、その後帰宅して元の生活を送っている場合に通知の必要はないと考えるのか、出掛けて 1 か月以上留守にしたという事実はなくなるわけではないので、これは通知の必要があるのか、それともないと考えるのかは、判然としないところであります。

同約款の 18 条 1 項には、先ほど申し上げた通知義務の違反による解除の規定がございます。この事実が発生したことによって危険増加が発生したとき、その通知を故意または重大な過失によってしなかった場合には共済契約を解除することができるという、保険法 29 条 1 項と同様の規定が置かれています。ただ、この約款では「2 号の事実を除きます」と書いてあるので、2 号の「空き家としたこと」という通知事項については通知義務違反の解除の対象にはなっていないということなのです。この 3 項のところを見ますと、「(1) の規定にかかわらず、前条 (1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲 (注) を超えることとなった場合には将来に向かって解除できる」と規定されており、こちらは無条件と言いますか、引受範囲を超えるということ自体が解除事由になりますので、通知義務違反の問題となっておりません。この「引受範囲」についての注書きとして、「共済掛金を増額することにより共済契約を続けることができる範囲として共済契約の締結の際に組合が交付する書面等において定めたものをいいます」となっています。

それから、後ほどまた触れますが、この契約の解除ができる場合には「(1) または (3) による解除が」とあり、この解除がなされた場合に共済金も支払いませんという免責の規定が (5) で置かれています。6 項を見ますと、「(5) の規定にかかわらず、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害または傷害については、組合は、共済金を支払います」という規定になっています。これは保険法で、いわゆる「因果関係不存在特則」と呼ばれているものです。保険法 31 条 2 項 2 号ただし書の部分に相当するところが因果関係不存在特則です。解除原因になった事実、通知事項と因果関係がない損害については免責を適用しないという趣旨の規定になっています。ここで着目されるのは、私の解釈が間違っていれば後でご指摘いただきたいのですが、(1) または (3) による解除が対象になっているように思いますし、その後「前条 (1) の事実が発生したときから」と書いてありますが、これは (3) でも同じですので、この因果関係不存在特則は通知義務違反による解除につきましても、引受範囲外の危険増加による解除についても、両方に掛かっているように読めるのが、この共済契約の約款として特徴的であると思ったところです。

〈図表6〉

6 通知義務

第17条【通知義務】

- (1) 共済契約の締結後、次のいずれかの事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、組合への通知は必要ありません。
- ① 共済の対象である建物、共済の対象である特定建築物もしくは共済の対象である動産を収容する建物の用途もしくは構造を変更（注1）し、その建物もしくは特定建築物を増築し、または引き続き15日以上にわたり改築もしくは修繕した^家こと
 - ② 共済の対象である建物、共済の対象である特定建築物または共済の対象である動産を収容する建物を引き続き30日以上空
 - ③ 家としたこと
 - ④ 共済の対象を他の場所に移動した
 - ⑤ 共済の対象である建物、共済の対象である特定建築物または共済の対象である動産を収容する建物の全部または一部を解体した
 - ⑥ ①から④までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注2）が発生した
 - ⑦ 共済の対象について火災等、自然災害および専用水道管の凍結以外の原因によって損害（注3）が生じた
- （注1）営業を開始、休止または廃止する場合を含みます。
（注2）告知事項のうち、共済契約の締結の際に組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
（注3）軽微な損害を除きます。
- (2) 共済契約者または被共済者は、組合が（1）の事実の発生に関する調査のために行う共済の対象の検査を、正当な理由がないのに拒み、または妨げてはなりません。
- (3) 共済契約者または被共済者は、盗取された共済の対象または持ち出し家財を発見し、または回収した場合は、ただちに、組合に通知してください。
- (4) (1) の通知を受けた組合が求めた場合は、共済契約者または被共済者は、別表1「請求書類」の必要書類を提出してください。
- (5) 組合は、(1) により通知を受けた内容について、共済証書に表示します。ただし、次条（1）または（3）に該当する場合を除きます。

第18条【危険増加による解除】

- (1) 前条（1）の事実（注）の発生により、危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって前条（1）の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときには、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。
- （注）前条（1）②および③の事実を除きます。（1）および（2）において同様とします。
- (2) (1) の規定は、組合が解除の原因となる事実を知った日以後1か月を経過した場合または前条（1）の事実が発生した日以後5年を経過した場合には適用しません。
- (3) (1) の規定にかかわらず、前条（1）の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。
- （注）共済掛金を増額することにより共済契約を続けることができる範囲として共済契約の締結の際に組合が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (4) (1) または（3）による共済契約の解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (5) 組合は、(1) または（3）による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、前条（1）の事実が発生した時から解除された時までに発生した損害または傷害については、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その共済金の返還を請求することができます。
- (6) (5) の規定にかかわらず、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害または傷害については、組合は、共済金を支払います。
- (7) (1) または（3）により共済契約を解除した場合は、組合は、返れい金を共済契約者に支払います。

（J A建物更生共済・契約のしおりより抜粋）

⑥ 引受範囲を超えることとなった場合

先ほど申し上げた引受範囲については、重要事項説明書等に表示がなされていますが、契約のしおりの中にこういう記載があり、「引受範囲を超えることとなった場合」というところの中に、「建物もしくは特定建築物が引き続き 30 日以上空き家となった場合」、少し表現は違いますが空き家となった場合とあります。引受範囲として 30 日以上空き家となったときには引受範囲を超えることになるということです。この引受範囲外の危険増加を理由とする解除は、通知義務違反とか、共済契約者側の落ち度といいますか、帰責事由を要求しないので、共済契約者にとってはかなり厳しい規定になってしまうわけですので、その有効性は一応問題になると思います。

〈図表 7〉



■変更内容が共済契約の引受範囲を超えることとなった場合

ご通知いただいた場合であっても、その変更内容が次のいずれかに該当するときは共済契約の引受範囲を超えることとなり、ご契約を続けることができないため、ご契約を解除させていただきます。

- 建物もしくは特定建築物が引き続き30日以上空家となった場合
- 日本国外に共済の対象が移転した場合
- 建物もしくは特定建築物の構造を変更したことにより、基礎工事が施されている建築物ではなくなった場合、または外壁（建物のみ）・柱・小屋組・はり・屋根等の主要構造部のすべてを具備する建築物ではなくなった場合
- 共済の対象が営業用什器備品の場合で、これを収容する建物が次のいずれかに該当した場合
 - ・製造・加工等作業を行う建物となった場合
 - ・水害危険・盗難危険の高い用途の建物となった場合（用途例：パチンコ店、ゲームセンター、コインランドリー、無人のカラオケボックス、コインスナック、漫画喫茶など）

（J A建物更生共済・契約のしおりより抜粋）

⑦ 引受範囲を超える危険増加について保険法上は規定がない

引受範囲外の危険増加を理由とする解除の有効性について、これまで保険法で議論になったところに少し触れておきたいと思います。

引受範囲を超える危険増加については、保険法上は規定がありません。しかしながら、保険法 29 条 1 項は、引受範囲を超える危険増加については当然解除ができることを前提に書かれているようにも読めます。実際に立法担当者あるいは学説においても、引受範囲外の危険増加の解除は制限なく認められると考えられています。その実質的な理由としては、保険料を増額しても保険契約を継続することができない程度の危険増加については、本来、当該保険契約では引き受けることが想定されていなかったリスクが生じていることから、このような場合にまで保険契約の解除を制限して契約の存続を強制することは、保険者に過度の責任を強いること、それから、もともと保険契約者等としても、こうした危険増加が生じた場合にまで保険契約の利益を享受することは期待すべき立場にない、ということが挙げられていました。

通知義務の違反を通じて、保険契約者にとって考慮することなく契約の解除や免責が認められることは、不測の不利益となり得ます。一般に引受範囲外の危険増加については、その旨の約定、すなわち約款規定が置かれていれば制限を受けることなく解除できる、と解されています。ただ、引受範囲外かどうかについて、契約者・加入者側に示されていることが必要だというのが、学説の多数の見解でありまして、明示されていない場合には、引受範囲内の危険増加として取り扱うべきであるとする見解もございます。

立法担当者は、いわゆる家計保険の分野では、通常は保険料を増額したうえで、実質的に同様の保険給付を行うことができるのだから、引受範囲外となる危険増加は実務上ほとんど想定しがたいとしていたわけです。空き家問題についてはこのような形で、割とありうる引受範囲外となる危険増加かと思っています。

保険会社向けの総合的な監督指針の中で、引受範囲が明確でないのは問題だという指摘を受けまして、解除規定に加えて保険契約者に交付される重要事項説明書等において明示するよう指導されています。これは、先ほど見ていただいたとおり、契約のしおりなどに書かれています。共済事業者向けの監督指針の中も探したのですが、見つけれなかったのでおそらくないのではないかと思っています。しかし、各種共済におきましても保険会社の保険商品と同様に、このような引受範囲について明示する実務が定着していると思われます。

以上の問題状況について、山口地裁の令和3年7月15日（山口地判令和3年7月15日金判1633号46項）という判決がございます。これは火災保険の事例です。

共済契約者であるAは自衛隊の方で、副業等が難しいためかもしれませんが、資産運用の目的で不動産競売サイトを通じて競売物件を廉価で落札して、当該居住者に引き続き居住させ、賃料収入を得るということを行っていました。この落札した物件は、鉄骨・木造スレート・亜鉛メッキの建物でBが新築し、1階をBが代表取締役を務める株式会社Cの水産工場として、2階をBの家族が住んでいた建物だったようです。C社が経営破綻してしまったので、不動産競売開始決定がなされて、Aが54万円で落札したものになります。損害保険会社との間で、この建物の用法を「専用住宅」とする家庭総合保険契約を締結しました。後ほど、この建物は、Aの妻を代表取締役として設立された、実際にはAが運営していますが、X会社に売却されています。

この建物が落札された後、Bは月額家賃5万円で住んでいましたが、家賃の滞納が続いてB一家はこの建物を出て行きました。その後、平成29年3月26日に火災が発生しましたが、それまでの4年間この建物は施錠機能を有しない状態のまま空き家になっていました。Aの父親であるDという方が時折、この建物を訪れたことはあったものの、建物とその内部は放置されたままで、電気配線は切断されて盗まれ、犬の糞や成人向け雑誌が散乱し、ブラウン管テレビが10台近く不法投棄された状況だったようです。

この火災保険契約の中では、空き家を引受範囲の対象外とすることが明確ではなかったようですが、先ほど見ていただいたような引受範囲の対象外となるリストの中に「建物の使用目的を変更し居住用ではなくなった場合」という一文があり、損害保険会社はこの建物の状況がこれに当たることを理由に契約を解除、そして免責を主張したという事案です。

この被保険者Xの火災保険金の請求を棄却しています。裁判所はこの「『建物の使用目的を変更し、居住用でなくなった場合』に当たるかを検討するに」というところから、「人が住宅として使用する建物が保険の対象となっている」ということ、そしてこのような内容と建物の状況、先ほど申し上げた状況を踏まえると、「（この保険を）締結した一般的な保険契約者は、本件火災発生当時の本件建物を専用住宅、共同住宅または併用住宅といった人が住宅として使用する建物と理解するとは考え難く、本件建物の使用目的は変更され、居住用ではなくなったと理解するのが普通であろうといえる」としています。したがって、本件火災発生までの間に、本件建物は『建物の使用目的を変更し、居住用ではなくなった』ということができる」ので、解除と免責を認めたのがこの事件です。

この事例についてのこの保険契約の中では、通知義務の対象として、建物の「構造・用途変更」となっていて、引受範囲を超える例については、建物の使用目的を変更し「居住用ではなくなった」ということなので、居住用から使用目的が変更されたと評価しているわけです。これは、先ほど空き家の資料のところで見ていただいたように、空き家となった場合は、場合によっては倉庫といえますか荷物置き場として使う場合がありますが、倉庫というのは居住用とは必ずしも言えないので、そういう場合は該当すると思いますが、上記の事由に該当するかはなお問題であるように思います。ただ、この事件の中ではかなり建物の内部がひどい状況になっていたということで、結論としてはおそらく問題はなかったのだと思います。

これを共済の約款では、どういう問題があるのでしょうか。先ほど見ていただいたように、共済は、建物更生共済の約款例の中では通知事項として「引き続き 30 日以上空き家としたこと」となっていて、引受範囲を超えるとは「引き続き 30 日以上空き家となったこと」とありました。これは客観的に明確なので、上記に該当する場合には問題なく解除の対象になるように思います。過去の例を見ますと、例えば福岡地裁では、空き家となった場合が用途変更に当たるか、つまり通知義務があるかないかが争点になった事例でした。空き家となったことが用途変更にあたるとされたのが、福岡地裁の昭和 63 年（福岡地判昭和 63 年 1 月 28 日判タ 681 号 195 項）の事例になります。これに対しては、学説からは、空き家に到る経緯には様々なものがある以上、すべて用途変更にあたると考えるのは妥当でないとの批判もあります。なので、空き家といっても様々なものがあるので、空き家になったというところで引受範囲を超えると、直ちに該当するというのは、はっきりそうだと断定できないところもあると思います。

1500 万円の請求額、共済の契約 1500 万円で空き家かどうか争点になった事例があります。これは、別の争点で判断がなされた、青森地裁五所川原支部の判決（青森地五所川原支判平成 29 年 1 月 31 日 WestlawJapan2017WLJPCA01316024）の中に少し出てくるだけなのですが、空き家か否かが争点となって 1500 万円の請求額について、40 万円で和解したということが判決文に書かれています。こういったところから、共済側も少し譲歩する部分があったのか、細かいところまで記載がなくてわからなかったのですが、なかなか解釈上難しいところがあると思っています。

もう一つ問題なのは、因果関係不存在特則です。この火災保険約款では因果関係不存在特則は引受範囲外の規定には掛かってこないで、因果関係不存在特則はおそらく適用されません。学説においては、因果関係不存在特則の規定を類推適用すべきだという考え方もあるのですが、一般的には、性質が違うので因果関係不存在特則は類推適用を認めるべきではないとする考えが多数であると思います。この事案では放火によって火災が発生したとありますので、空き家であることと放火という犯罪的な火災については因果関係がないとはいえないので、仮に因果関係不存在特則があったとしても免責が認められることは、この事例では間違いなかったらと思います。先ほど見ていただいた共済の約款の中では、特約が両方に掛かっていたように思いましたので、そうすると空き家であったということと、火災の発生に因果関係がないという場合には免責が認められないとさ

れる場合もあり得ることになり、これが少し懸念されるところです。一概には言えませんが、因果関係が認められる場合としては、人為的な火災、放火などがあるかもしれません。因果関係がないケースとしては、隣家からの延焼で、人が住んでいてもいなくても、空き家であってもなくても関係なく、火災は避けられないというケースだと、空き家であることとの因果関係はなかなか難しいことになりそうですので、このような場合には免責の主張が認められないケースもあり得ると考えているところです。

以上が、前半の説明になります。続きまして、後半は生命共済金の法的性質と相続との関係です。

（２）生命共済金請求権の法的性質と相続との関係

生命共済金請求権は、基本的に考え方は保険金請求権と同じように考えてよいと考えます。これまでの裁判例においても同様であるようにと思います。第三者のためにする生命保険契約は、保険金受取人が保険契約者や被保険者ではありませんが、このように第三者を受取人に指定しているケースについては、死亡保険金受取人は保険金を原始取得します。相続財産として被相続人から承継的に取得するわけではないという考え方、いわゆる固有権性というのが確立した判例理論となっています。

第三者のためにする生命共済契約についても同様に考えることができます。これは、共済契約者と共済金受取人が異なる契約です。これに対して、自己のためにする生命共済契約につきましては、いわゆる共済契約者、被共済者、共済金受取人が同じ契約ですが、一般には死亡共済金請求権は、相続財産に帰属します。固有権性という言葉を使えば、共済金受取人である被共済者の固有財産になるので、相続財産に帰属するという形で解されているように思います。

「自己のためにする生命共済契約」と書きましたが、このような形で帰属が問題となる約款の形としては、これをどう解釈すべきかという点については、少し議論がありそうな気もしますが、私のこの報告では二つの類型に分けました。

① 自己のためにする生命共済契約（第１類型）

第１類型につきましては、約款上、共済契約者が自由に共済金受取人を指定できる契約という分類です。このような自由に共済金受取人を指定できる契約について、あえて共済契約者自身を共済金受取人としている場合については、従来の通説的な考え方どおりに死亡共済金は共済契約者の責任財産（相続財産）としてよい、ということになるのかどうかです。

裁判例を見ますと、約款の中にいわゆる被共済者と死亡共済金受取人が同時死亡した場合の規定が置かれることがあります。このような規定が置かれるときにどうなのかが問題となります。被共済者と死亡共済金受取人が同一人である場合には、同時に死亡したと言えないこともないので、この規定が適用されるとすると、約款が死亡共済金受取人を指定しているという解釈も可能になってまいりますので、原始取得構成という、相続財産に入ったものが受取人に流れていくというのではなくて、受取人が最初の権利として原始取得するというような解釈が可能になってくるのかどうかです。

〈図表 8〉

第42条 [死亡共済金受取人が死亡した場合の取扱い]

- 1 死亡共済金受取人が死亡共済金の支払事由の発生前に死亡した場合には、その死亡時以後に死亡共済金受取人の変更が行われたときを除き、死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人を死亡共済金受取人とします。
- 2 死亡共済金受取人が死亡共済金の支払事由の発生と同時に死亡した場合①には、死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人②を死亡共済金受取人とします。
- 3 第1項および第2項の場合において、死亡共済金受取人となった者の死亡時にその者の法定相続人がいないときは、死亡共済金受取人となった者のうち生存している他の者を死亡共済金受取人とします。
- 4 第1項から第3項までの場合において、死亡共済金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

備考

- ① 「死亡共済金の支払事由の発生と同時に死亡した場合」には、死亡共済金受取人の死亡と死亡共済金の支払事由の発生との先後が明らかでない場合を含みます。
- ② 「死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人」には、死亡共済金受取人と同時に死亡した者は含みません。

(出典：J F 終身共済約款・契約のしおり)

② 自己のためにする生命共済契約（第2類型）

第2類型につきましては、C O ・ O P 共済の約款を抜粋させていただきましたが、「共済金受取人は、共済契約者とする」という第1項の規定がありつつ、死亡共済金受取人については、遺族と明確には書いていませんが、共済金を受け取るべき者の範囲を定めて、その順序も定めただうで、共済金受取人を帰属させるという規定がございます。これについては、共済は組合員とその親族のためのものであって、相互扶助の精神を重視したものであることに配慮した規定と説明されているところです。この規定は、旧簡易生命保険法の55条の規定と非常に似ており、この規定との類似性からすると同じように考えることができるのかという点に着目いたしました。

〈図表 9〉

(共済金受取人)

第10条 共済金受取人は、共済契約者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの各号のとおりとする。この場合において、共済金を受け取るべき者の順位は、つぎの各号の順序により、第2号から第5号までについては、それぞれ当該各号中の順序による。
- (1) 共済契約者の配偶者
- (2) 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (4) 第2号に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (5) 第3号に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(出典：C O ・ O P 共済 生命共済約款)

〈図表 10〉

旧簡易生命保険法第55条⁴

終身保険、定期保険、養老保険又は財形貯蓄保険の保険契約（特約に係る部分を⁴除く。）においては、保険契約者が保険金受取人を指定しないとき（保険契約者の指定した保険金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定しない場合を含む。）は、次の者を保険金受取人とする。⁴

一被保険者の死亡以外の事由により保険金を支払う場合にあつては、被保険者⁴

二被保険者の死亡により保険金を支払う場合にあつては、被保険者の遺族⁴

2 前項第2号の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によつて生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とする。⁴

3 胎児たる子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなす。⁴

4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しない。⁴

5 第2項に規定する遺族が数人あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を保険金受取人とする。⁴

6 遺族であつて故意に被保険者、先順位者又は同順位者たるべき者を殺したものは、保険金受取人となることができない。⁴

検討課題の一つ目ですが、自己のためにする生命共済契約に基づく死亡共済金請求権は、相続財産に帰属するのか、あるいは共済金受取人の固有財産になるのかです。第1類型につきましては、基本的には相続財産と考えてよいというのが判例の結論です。事例を二つほど紹介します。

事例①です。こちらが東京高裁の平成24年7月10日（東京高判平成24年7月10日タ1385号247項）、原審はさいたま地裁川越支部の判決（さいたま地裁川越支部 平成24年1月23日判タ1385号243号）となっています。この事例の中では、いわゆる自己のためにする生命共済契約におきまして、被共済者、共済金受取人が同時に死亡した場合の規定、先ほど見ていただいた規定がありました。この規定があることによって、同時死亡と同様に扱うべきであると主張されて、原始取得だと主張された事案です。

このケースは、被相続人に当たる共済契約者・被共済者・受取人すべて同じAのケースです。Aが公正証書遺言によって、自分の売掛金債務の返済のために債権者Xに死亡共済金の総額を遺贈する旨の遺言をしていました。Xは死亡共済金請求権に対して質権も設定しています。他方で、共済者であるY農協は、Aに対する貸金債権について、死亡共済金請求権との相殺を主張しています。共済者は、死亡共済金請求権について相続財産に入るところで相殺したわけですが、Xの側は、これを遺言による受取人変更という構成でも主張しまして、この死亡共済金請求権はXに帰属するということを主張したわけです。

判決の概要は、自己のためにする共済契約は、受取人の死亡により開始する相続によってその法

定相続人が承継することが、当事者の合理的意思にも適い、約款に定められている同時死亡についての規定は相続により取得することを確認的に定めたものと解しています。つまりこれは、法定相続人が原始取得とするものと解することはできないという理論にもっていきたいということになります。そして、結論として、農協側の相殺の主張を認めています。簡潔にいきますと、結局、受取人変更と遺贈という規定を受取人変更の趣旨と理解しても、共済者側に通知がなされていないので、農協には対抗できないことを認めています。

続きまして事例②ですが、こちらは免責が問題になったケースです。自己のためにする生命共済契約で、死亡共済金額が 1500 万円の契約を締結したものです。この契約において、被共済者 A がその妻 B に殺害されたケースです。共済者 Y 農協は、子どもである X 1 および X 2 に対し、それぞれ死亡共済金 375 万円を支払いました。死亡共済金 1500 万円はそれぞれ相続財産に入った後、妻 B（配偶者）には半分の 750 万円が承継され、子どもたちには 750 万円の半分ずつが承継されるため、それぞれ 375 万円が支払われたわけです。これに対して、子どもたちは 1500 万円がすべて自分たちに帰属するという主張をしたわけです。

高松地判平成 26 年 2 月 7 日 WestlawJapan2014WLJPCA02076007 では、妻 B は推定相続人の地位にあるとして、相続人として受け取るべき 750 万円については免責の効果が発生するということを述べ、X 1 らの請求を棄却しました。これに対して控訴審判決である高松高判平成 26 年 9 月 12 日 WestlawJapan2014WLJPCA09126007 は、自己のためにする生命共済契約については、死亡保険金請求権は一旦共済金受取人であった A の遺産を構成し、その後、相続によってその相続人に請求権が承継され、相続の財産となるため、保険法の規律は及ばないと考えているようです。妻 B には相続欠格事由があるので、共済金について相続しないので、死亡共済金は相続法理に従って、X 1 らがそれぞれ 2 分の 1（750 万円）ずつ取得するとして、X 1 らの請求を認容しました。

保険法 51 条は、保険金受取人が複数いる場合については、そのうちの 1 人が故意に殺害をした場合には、他の保険金受取人の権利には影響がないので、そのうちの 1 人が殺害しても他の受取人の権利は有効に成立している、免責の規定を受けないということになっているのですが、この判決によれば、相続財産に帰属するので免責の規定は受けない、つまり妻 B は共済金受取人そのものではないから、ということになりそうです。たしかに、相続欠格によって妻 B は共済金を受領できないことになるのですが、相続欠格は常に発生するとも限らないともいえますので、こういう場合に免責が認められないことに対しては、学説上も批判が多いですし、やはり問題もあると考えております。

保険法の中では、「保険金受取人」と書かれているので、指定された者だけを考えることもできますが、改正前商法の中では「保険金額を受け取るべき者」と書かれており、事実上保険金を受領できる地位にあった者を含むと解釈されていて、免責についてはそのように考える方が妥当ではないかと思っています。

次に第 2 類型で簡易生命保険の事例です。簡易生命保険法 55 条で遺族が死亡保険金受取人となり、

遺族の範囲も定められている規定がありますが、簡易生命保険法の規定はいわゆる遺族主義を徹底しています。遺族主義によって法律が順位を規定していて、民法（相続法）の規定によって誰が取得するかではなく、法律の定めによって別途規定されているもので、その順位まで定められているのだから、死亡保険金は被保険者の遺族が固有の権利として原始取得すると解されています。これが東京高裁の平成 27 年 2 月 25 日判決（WestlawJapan2015WLJPCA02256001）の考え方です。

これと同様の定め方をしている第 2 類型の共済契約についても、厳密には違うのかもしれませんが、配偶者等の固有権とする解釈が導かれることになると思われます。

検討課題の②は、包括遺贈とともに、共済金受取人を相続人でない包括受遺者や第三者に変更するような遺言があったときに、相続人は、遺留分侵害と書いていますが、何らかの手当ができるか、共済金を取り戻すことができるかという問題です。被相続人が生命共済契約に加入していた場合、適用できるような規定があるかです。従来問題になっているのは、遺留分減殺請求、これは改正前民法の 1031 条の規定ですが、現在の民法では相続法の改正が平成 30 年になされた関係で、遺留分減殺という物権的な効力とありますが、保険会社や共済団体を巻き込んだ形で紛争になる懸念がありました。現行民法の規定は、受遺者や受贈者に対して、遺贈を受けた側に対して、遺留分の侵害額の支払いを請求できるということになっているので、保険会社や共済団体も巻き込まれるおそれなくなったと言われています。被相続人の財産について、生前に贈与された、遺贈された場合には、自己の遺留分に相当する金額の支払いを請求できるので、相続人の期待権や生活の保障を目的とした規定と言われています。このような規定を共済金についても使えるかという問題があります。

それから、特別受益の持戻しもそうで、複数の共同相続人のうち、1 人だけが共済金の受取人になっていて、その人だけが共済金を受け取れる場合には、一旦共済金を相続財産の中に戻して再計算して、公平に分けましようということができるのかどうかという問題です。先ほど申し上げたとおり、保険金請求権は受取人の固有権であるということになります。死亡保険金、死亡共済金についても同様に考えることができると思いますが、これは被相続人が遺贈や贈与したものではないという考え方を前提として、このような特別受益の持戻しとか、遺留分減殺請求の対象にはならないというのが基本的な立場です。

平成 16 年の最高裁決定（最判平成 14 年 11 月 5 日民集 56 巻 8 号 2069 項、最決平成 16 年 10 月 29 日民集 58 巻 7 号 1979 項）は、このような考え方に立ちつつも、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生じる不公平が民法 903 条の趣旨に照らし、当然是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情がある場合、要するに共同相続人の生活状況とか保険金、共済金の額などを評価して、持戻しすることを認められる余地があるということをも認めたのです。このような考え方は共済契約にも妥当すると思われますが、この点について少し判例を見ていきたいと思います。

名古屋高裁（名古屋高判平成 29 年 4 月 20 日 WestlawJapan2017WLJPCA04206021）の判例ですが、時

間の関係上簡単に申し上げます。Aが共済契約者で被共済者になっていました。相続人であるお母さんが共済金受取人になっていたところを、Aが運営していた甲ジムの従業員であったBに全財産を包括遺贈して、共済金受取人もBに変更しました。要は甲ジムをずっと継続して行ってほしいということがあって、そのお金をBに渡したかったようです。弁護士のカが遺言執行者になっています。農協はAの母Dに死亡共済金 5400 万円を支払いました。その後、Bは受取人の変更があることを理由に農協へ共済金を請求するとともに、Dに対しては、5400 万円を本来受け取るべきではないということになりますので、その返還を求めました。これに対してDは、仮にこれが認められるとしても、遺留分減殺として、Dは相続人ですので、自分を取るはずだった金額の半分はもらえるはずだという主張をしました。この死亡共済金請求権は誰に帰属するかが問題になったという事案です。

まず、この事案では遺言で共済金受取人の変更ができるのかという問題があります。この点は両方の判決とも、判示内容は基本的に同じです。その中で、共済の特長についても触れており、「共済契約は、同質の属性を有する者同士の相互扶助の仕組みではあるが、死亡給付等に対する期待に応えるという点で生命保険契約と生命共済契約とは類似しているから、共済金受取人の指定または変更について保険金受取人の場合と別異に解するのは相当ではない」としています。保険金受取人については、従来、遺言による変更ができるという先例がありましたが、共済についても同じく認められます。共済については、先ほど見ていただいたような約款の違いがあって、家族に渡したいとか、遺族に渡したいという性質があるのだということを主張しましたが、保険と同様に遺言による変更が認められてしまったというケースです。

これを前提として、では遺留分という形で、Dは、相続人としては自分の取り分を相手方から戻すことができるのかという問題になりました。この点については、基本的には今までの先例と同じように、固有の権利として原始取得するということから持戻しができる場合があるけれども、Bは従業員でAの法定相続人ではないので、「共同相続人ではない第三者はそもそも相続分を有しないから、共同相続人との不公平は本来的に存在しているといえる。また、その様な不公平が生じることは、敢えて第三者が権利を取得できるように死亡保険金受取人あるいは死亡共済金受取人を指定または変更した被相続人の意思に合わないともいえない」、実質的に見てもジムを継続させたかったAの意思を尊重すべきであるとして、Aの母Dによる従業員Bに対して遺留分の減殺をしたかったのですが、それを認めなかったというのが原判決です。

控訴審では少し観点が違う判示がなされています。控訴審判決では、基本的には相続人による遺留分減殺請求を認める余地があるという点では共通しているのですが、相続人ではない第三者に対して包括遺贈され、受取人が変更されているというところからいうと、共同相続人間の公平を図るという民法の規定は適用できないのだと、そして、実質的に見ても、「母Dは、…まとまった財産を取得することが可能であり、死亡共済金に対する遺留分減殺請求権の行使を認めるべき事情があるともいえない」としています。こちらは被相続人の意思というよりは、相続人の保護の必要性があるかどうかという観点で否定しています。結論は同じですが、考慮されるべき観点がやや違ってきます。今までの判例は、こういった類推適用を一切認めていませんが、「実質的な」ところに着目

した判示を行っていることから、例外的に遺留分減殺等を認める余地があるのかどうか、検討の余地があるところです。

検討ですが、基本的には先ほどから申し上げているとおり、共済契約についても、家族に限定するという約款上の限定がない以上、共済契約だから特別にということとはなかなか難しいということになりそうです。また、判旨第2点も、先ほど申しましたように、これまでの判例は、第三者に対して受取人変更がなされたケースにつきましては、遺留分減殺請求など民法の規定、相続法の規定を使った相続人の主張は認めてこなかったわけです。実質面を考慮しているということが、共済の特徴を考えたものなのかそうではないのか、もう少し検討する必要があるのかもしれません。

3. むすびに代えて

以上、漠然としたものになってしまいましたが、いくつかの裁判例を概観することを通じて、最後に簡単にまとめておきたいと思います。

保険法におきましては、「保険契約」という実質的内容が同じというところから、共済と保険とは同一の規制対象とするというところで一致しているようです。なので、加入者が組合員とか会員に限定されているとか、共済契約特有の考え方ということを理由に、あまり異なる解釈をとるということはしていないように思います。基本的に約款解釈の基準というのは共通しているので、共済の約款の解釈論、立法論につきましても、保険に関するこれまでの裁判例の蓄積というのが参考になる部分が多いように思いますし、逆もそうであるということになります。つまり、共済の事件における解釈というのが保険の考え方にも当然繋がっていくだろうと思います。

共済契約について保険会社の商品とは異なる特性を重視して異なるルールを採用すると考えるためには、契約の性質論という大きな枠組みだけではなく、そのような規定を置く合理性を説明できるだけの根拠を示すということが必要になってくるということが、裁判例の分析を通じて考えたところです。

少し長くなってしまいましたが、私の報告は以上でございます。いろいろと誤りなどもあるかと思いますが、ご指摘、ご教示いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(専修大学法学部教授)

(本稿は2022年12月12日開催の研究会報告の講演内容をまとめたものである。)